

放置自転車等撤去及び保管返還等業務仕様書

1 委託業務

「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」に基づく自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の撤去、保管、返還等の業務について、業務1から8に区分し、その業務概要等については、「(別紙1)業務概要等一覧」及び「(別紙2)業務内容一覧」のとおりとする。

2 契約期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで。ただし、次の日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日及び月曜日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ただし、市が必要と認める場合は変更する場合がある。

3 服務規律

- (1) 受託者は、本業務の履行に際しては、市民等に礼儀正しく対応し、決して粗暴にあたる言動・行動があってはならない。
- (2) 受託者は、作業員等に定められた作業服を着用させるとともに、市が指定する腕章を着用する。
- (3) 業務中は、職務怠慢等、市民等から批判を受けるような行為をしてはならない。
- (4) 受託者は、作業員名簿を作成し、雇用状況を明らかにするものとする。
また、異動があった場合も同様とする。

4 負担区分

業務に関する消耗品等は、全て受託者の負担とする。

5 業務の確認

受託者は、その月の業務が契約書及び仕様書に示されたとおり完了した時は、翌月の5日までにその報告をし、市の確認を受けなければならない。

6 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約の締結時に、1年度の契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契

約規則第 2 3 条において準用する同規則第 8 条第 2 項) を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は、一部を免除された場合は、この限りでない。

(2) 契約保証金には利子を付さないものとする。

(3) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

7 支払条件

完了払い、月払いとし、当該月の検収確認後、適法な請求を受けてから 30 日以内に支払う。

8 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

9 不当要求行為の排除対策

受託者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下、「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下、「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受託者の再受託先が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう再受託先を指導すること。

また、再受託先から報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

1 0 労働関係法規の定め

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

1 1 消費税の加減に関する定め

この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、市は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払う。

1 2 業務終了時の取扱い

受託者は、受託業務の終了時において、次期受託者に業務を引き継ぐ場合、業務に支障が生じないように適切に引き継ぎ業務を開始するものとする。

1.3 その他

- (1) 本業務に携わる作業員等には、相当の研修・訓練を受けさせ、市民からの問合せなどに十分対応できる者を配置する。
- (2) その他、本業務の詳細については、実施要領によるものとする。